

平成24年12月28日

所得税法能力検定試験  
法人税法能力検定試験  
消費税法能力検定試験

平成25年2月施行の検定試験から、採点にあたって、以下の当該事項は採点対象外（不正解）となります。

以下の（１）（２）は所得税法・法人税法・消費税法共通です。

- （１）HBまたはBの黒鉛筆およびシャープペンシル以外で書いてあるもの
- （２）金額の3桁ごとにカンマ（,）をつけずに解答しているものや「1' 000」のように上付きカンマで解答しているもの

法人税法能力検定試験の第3問の[所得金額の計算]の採点について

- （１）区分（摘要含む）の説明の答と金額の両方ができていないもの  
※説明の答と金額の両方ができていれば正答です。
- （２）説明における誤字、脱字

区分（摘要含む）の説明の答は、協会直販の過去問題集の「標準解答」を参照ください。

「標準解答」の説明と同じように一字一句覚える必要はありませんが、検定試験においては、問題指示文にあった税法上の適切な用語を使用して答を書くようにしてください。

この問題の採点は、「標準解答」の順番と同じ行に書かれてなくても、同じ行の区分（摘要含む）の説明の答と金額の両方が一致していれば正答となります。